

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給，昇給等の基準に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

2023年12月4日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学細則第6号

公立大学法人神戸市看護大学職員の初任給，昇給等の基準に関する細則（2019年4月1日細則第23号）の一部改正

(改正前)	(改正後)				
<p>(経験年数を有する者の給料月額)</p> <p>第6条 新たに職員となった者のうち，その者の学歴免許等の資格を取得した以後の期間の中で別表第3（以下「経験年数換算表」という。）の適用を受ける期間を有する者の号給は，第3条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあつては，同条の規定による号給）の号数に，<u>経験年数換算表に定めるところにより当該期間を換算した年数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>経験年数換算表に定めるところにより当該期間を換算した経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（別表第3において換算率が100/100と規定されている期間による経験年数を除く。）の月数にあつては，18月）で除した数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。</u></p> <p>2 社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者（以下「社会人採用の職員」という。）のうち，一般職給料表の適用を受ける職員であつて，学歴免許等の区分が短大卒の者に対する前項の規定の適用については，同項中「当該期間を換算した経験年数の月数」とあるのは「当該期間を換算した経験年数の月数から24を減じた月数」とし，学歴免許等の区分が高校卒の者に対する前項の規定の適用については，同項中「当該期間を換算した経験年数の月数」とあるのは「当該期間を換算した経験年数の月数から36を減じた月数」とする。</p> <p>3 前2項の規定により経験年数の月数を12月又は18月で除した際に12月又は18月未満の端数となる月数がある場合は，前2項の規定により得られた号給の号数に，次の各号に掲げる場合に応じ各表の端数となる月数欄に応じた号数欄の数を加えた数を号数とする号給とする。</p> <p style="text-align: center;">(1) 12月で除した場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">端数となる月数</td> <td style="text-align: center;">号数</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3月未満</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table>	端数となる月数	号数	3月未満	0
端数となる月数	号数				
3月未満	0				
<p>2 前項の規定に基づく経験年数換算の際に1年未満の端数がある場合は，3月以上6月未満のときは1号給と，6月以上9月未満のときは2号給と，9月以上のときは3号給として加算する。</p>					

(改正前)

(改正後)

3 略

別表第1 (第3条関係)

(1) 略

(2) 一般職給料表初任給基準表

(3) 医療職給料表(1)初任給基準表

(4) 医療職給料表(2)初任給基準表

備考 略

別表第3 (第6条関係)

経歴	換算率
同種かつ正規の在学期間	100 / 100
公立大学法人神戸市看護大学(以下「法人」という。)以外の同種の経歴	75/ 100

3月以上6月未満	1
6月以上9月未満	2
9月以上	3

(2) 18月で除した場合

端数となる月数	号数
5月未満	0
5月以上9月未満	1
9月以上14月未満	2
14月以上	3

4

(社
会人採用の職員を除く)

(3) 一般職給料表初任給基準表(社会人採用の職員)

職種	学歴免許等	初任給
事務職員及び技術職員	大学卒	2級10号給
	短大卒	2級6号給
	高校卒	2級2号給

(4)

(5)

経歴	換算率
国家・地方公務員又は民間企業等の職員としての在職期間	100 / 100
その他の期間のうち、理事長が認め	80/ 100

(改正前)		(改正後)		
法人における正規職員としての異種の経歴	75/ 100	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	る期間 正規の就学年数内の経歴（課程を修了した経歴に限る）	100 / 100
法人以外の異種の経歴	60/ 100		その他の期間のうち、理事長が認める期間	60/ 100
その他の期間	25/ 100	その他の期間		25/ 100
備考				
<p>1 法人以外の同種の経歴及び法人における正規職員としての異種の経歴を有する者を新たに採用する場合は、採用前5年以内について、換算率を「80/100」と読み替えて適用する。</p> <p>2 医師を新たに職員として採用する場合に、法人以外の同種の経歴がある場合の換算率は、「100/100」と読み替えるものとする。ただし、免許取得から10年経過後は、換算率は「80/100」と読み替えるものとする。</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、2024年4月1日から施行する。
(適用期間の経過措置)
- 2 改正後細則第6条による経験年数及び号給の換算は、施行の日以後に新たに職員となった者の経歴の内、2021年4月1日以降の経歴に適用し、それ以前の経歴については、なお従前の例による。